

2022年9月税務ニュース

1. VAT インボイス発行後の返品が発生またはインボイスの内容に齟齬があった場合の税務申告

(ハノイ市税務当局・2022年6月16日・オフィシャルレター第28218/CTHN-TTHT号)

- 返品時に発行する VAT インボイス：
返品 VAT インボイスを発行した期中に申告
- 発行済 VAT インボイスの修正及び差替え：
齟齬が発生した期中に修正申告
修正申告は 2019 年 6 月 13 日付税管理法第 38/2019/QH14 号第 47 条及び
2020 年 10 月 19 日付政令第 126/2020/ND-CP 号第 7 条 4 項に基づく

2. 政令第 15/2022/ND-CP 号に基づく建設活動の VAT 減税

(財務省・2022年7月29日・オフィシャルレター第7460/BTC-TCT号)
2022年2月1日から2022年12月31までの期間中に検収及び引き渡しされた建設
工事は売掛金回収のタイミングに関わらず政令第 15/2022/ND-CP 号に規定される
VAT 減税の対象となる。

3. 裾野産業の製品製造プロジェクトに対する優遇税制

(バクニン省税務当局・2022年7月25日・オフィシャルレター第2238/CTBNI-TTHT号)

裾野産業に対する優遇税制（以下 当該優遇税制）以外の法人所得税優遇税制を享受している企業であっても、法律第 71/2014/QH13 号の条件を満たし、かつ、所轄機関より当該優遇税制適用対象の許可書が交付されている場合、認可書交付日から残りの期間に対して、当該優遇税制の適用を受けることが出来る。

4. 減価償却方法の変更

(ビンズオン省税務当局・2022年8月2日・オフィシャルレター第12644/CTBDU-TTHT号)

固定資産の減価償却方法を定額法から定率法へ変更するに当たり、以下の条件を全て満たす必要がある。

- 新たに購入された固定資産である（使用されていない固定資産）
- 機械、設備、実験・測定用機器

なお、減価償却方法は当該固定資産の使用期間中、一度のみ変更が可能であり、変更が会社の経済的メリットに繋がることを説明しなければならない。

5. 税関当局の決定に基づき納付した付加価値税

(ハノイ市税務当局・2022年8月15日・オフィシャルレター第40071/CTHPH-TTHT号)

税関当局の課税決定書に従い納付した付加価値税（以下 仕入 VAT）は当該仕入 VAT が発生した期中に全額控除することができる。

なお、仕入 VAT の申告・控除、修正申告は下記法令に従う。

- 申告・控除：2013年12月31日付 通達第219/2013/TT-BTC号 第14条
- 修正申告：2019年6月13日付 税管理法第38/2019/QH14号
2020年10月19日付 政令第126/2020/ND-CP号 第7条4項

6. 輸出手続き時の VAT インボイスの取扱い

(税関総局・2022年6月3日・オフィシャルレター第2054/TCHQ-GSQL号)

政令第123/2020/ND-CP号第13条3項 b, c に基づき、輸出品の VAT インボイス発行のタイミングは輸出手続き完了後であるため、税関申告者は当該 VAT インボイスを税関書類として準備することが出来ない。

上記理由により、税関総局は税関申告者に対し輸出手続き時に VAT インボイスの提出を求めない。